

行政評価シート（事務事業評価）		評価年度	3年度
事業名	障害者等地域生活支援事業	担当課	福祉課
事業内容(簡潔に)	障がい児・者に対して地域で生活していくために必要なサービス等を提供する事業		

### 1 計画(PLAN):事務事業の計画的位置づけ

第7次総合計画での目的体系	基本方向	思いやりあふれる福祉のまちづくり	
	政策	地域の絆で支え合い、助け合う福祉のまちづくり	
	施策	障がい者福祉の充実	
関連する個別計画等	第5次障がい者ふれあい計画、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画	根拠条例等	障害者総合支援法

### 2 計画(PLAN):事務事業の概要

事業の目的	障害者総合支援法に定められた地域生活支援事業の実施により、障がい者等がその有する能力や適性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援する。
事業の手段	サービス事業者による各種サービスの提供及び市の助成 <ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援（基幹相談支援センターに職員を配置し相談業務を実施）</li> <li>移動支援（ヘルパー等により外出のための支援を実施）</li> <li>日中一時支援（日中を過ごせる居場所の提供）</li> <li>意思疎通支援（市窓口への手話通訳士の設置及び必要に応じた手話通訳士の派遣）</li> <li>地域活動支援センターの設置（創作活動や作業等の機会の提供）</li> <li>日常生活用具等の給付（障がい者等が日常的に用いる用具の購入に際し助成を実施）</li> <li>成年後見制度の利用支援（成年後見制度利用に向けた手続き等の支援、成年後見人への報酬に対する助成）</li> <li>障害支援区分認定調査及び審査会の運営（介護給付サービス利用に係る調査員の雇用、障害支援区分を審査する審査会の実施）</li> </ul>
事業の対象	障害者手帳（身体、精神、療育）の所持者 難病や発達障がい等、医師の診断により利用を認められる者

### 3 実施(DO):投入費用及び従事職員の推移(インプット=費用+作業)

		30年度	元年度	2年度
財源内訳	A 事業費 (千円)	34,970	34,160	32,882
	国・県支出金	25,885	22,944	22,728
	その他(使用料・借入金ほか)	0	0	0
	一般財源	9,085	11,216	10,154
B 担当職員数(職員E) (人)	1.9	1.9	1.6	
C 人件費(平均人件費×E) (千円)	13,038	12,759	10,520	
D 総事業費(A+C) (千円)	48,008	46,919	43,402	
主な事業費用の説明	各種サービス事業実施委託料、日常生活用具の給付費、成年後見人への報酬、障害区分認定審査委員への報酬や委員会運営費			

注)平均人件費は各年度決算額(職員給与費)から算出した30年度(6,862千円)、元年度(6,715千円)、2年度(6,575千円)を使用しています。

### 4 実施(DO):事業を数字で分析(アウトプット=事業量)

	指標名	指標の算出方法	実績値		
			30年度	元年度	2年度
活動指標	1 サービス利用者数	年間利用人数	228	224	162
	2 日常生活用具給付件数	年間給付件数	167	182	194
	3 障害支援区分認定件数	年間認定件数	107	62	64
妥当性	<input type="checkbox"/> A 妥当である <input checked="" type="checkbox"/> B ほぼ妥当である <input type="checkbox"/> C 妥当でない				
上記活動指標と妥当性の説明	1	令和2年度は新型コロナウイルスの影響により利用人数は少なくなっているが、例年はほぼ横ばいであり、必要とされるサービスは提供できていると考える。			
	2	平成30年度から排せつ用具の対象者を拡大したことにより給付件数は伸びている。			
	3	件数は減っているが、介護給付サービスの利用に必要な障害支援区分を決定するために必要である。			

5 評価(CHECK): 事務事業評価 (アウトカム=成果・効果)

	指標名	指標の算出方法	実績値			
			30年度	元年度	2年度	
成果指標 もしくは まちづくり 指標	1	サービス利用率 (%)	(サービス利用者数+日常生活用具給付件数) / 各年度4月1日現在手帳所持数	22.8	23.2	19.9
	2	成年後見制度の利用者数 (人)	成年後見制度利用者数	1	1	1
	3	相談件数 (人)	窓口や電話等で相談を受けた件数	1,584	1,087	905
成果		<input type="checkbox"/> A 上がっている <input type="checkbox"/> B ほぼ上がっている <input checked="" type="checkbox"/> C 上がっていない				
上記指標の妥当性と成果の内容説明		1 例年はほぼ横ばいであり必要なサービスは提供できているが、新型コロナウイルスの影響で利用を控える状況もあり、利用率は下がっている。 2 制度に関する相談は寄せられており、長寿介護課と連携し社会福祉協議会に法人成年後見も設置されたが、利用者数は増えていない。 3 外部委託であった相談業務を職員が行うことで、市民への安心感やきめ細かな対応を維持できているが、相談件数は減少傾向にある。				

事務事業総合評価	<input type="checkbox"/> A 期待以上に達成 <input type="checkbox"/> B 期待どおりに達成 <input checked="" type="checkbox"/> C 期待以下の達成
----------	--

6 改善(ACTION): 今後の事務事業の展開

今後の事業展開	<input type="checkbox"/> 拡大 (コストを集中的に投入する) <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 (事務的な改善を実施する) <input type="checkbox"/> 全部改善 (内容・手段・コスト・実施主体等の見直しが必要) <input type="checkbox"/> 縮小 (規模・内容を縮小、又は他の事業と統合する) <input type="checkbox"/> 廃止 (廃止の検討が必要)					
事務事業の改善案	改善の概要・方向性 (いつまでに、どういう形で具体化するのか)					
	令和3年度の改善計画 (今後の事業展開説明) 成年後見制度については、長寿介護課及び社会福祉協議会と連携を図る中で利用できる体制を整えるとともに、制度の周知を図っていく。また、そのほかの支援については、必要としている人へ適正なサービスが提供できるよう、直営の基幹相談支援センター職員の研修等への参加や状況に応じた日常生活用具の見直し等を行っていく。					
過去の改善経過	改善の経過	平成26年度～ 直営の基幹相談支援センターを設置 庁内連携の強化、支援を必要としている方へのアプローチといったきめ細かい対応が可能になった。 平成30年度～ 日常生活用具に係る年齢制限の撤廃、排せつ用具の対象範囲の拡大 令和元年度～ 社会福祉協議会において法人後見事業を開始				
	直近の評価結果	内部評価	令和元年度	<input type="checkbox"/> 拡大    - <input checked="" type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 全部改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止		
		外部評価	対象外	<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 一部改善 <input type="checkbox"/> 全部改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止		
改善案	障害者自立支援事業と組み合わせ、適正で効率的な支援をするため、自立支援給付費サービスに作成が義務付けられているサービス等利用計画の内容を基幹相談支援センター職員が精査し、支給内容及び量を適正に行う。					
課長所見	障がい者の地域での生活を支えるサービスのため必須の事業である					